

滋賀県環境審議会 琵琶湖総合保全部会（第1回） 議事録

- 開催日時 平成29年11月30日（木）
- 開催場所 県庁北新館3階中会議室
- 出席委員 饗場委員、新井委員（前菌代理人）、池田委員（松田代理人）、石上委員、鵜飼委員、菊池委員、木村委員、中村委員、西野委員、平山奈委員、望月委員
（全委員 17 名：出席 11名、欠席 6 名）

○議 題

- (1) 琵琶湖保全再生計画に係る取組について
- (2) マザーレイク21計画の進捗状況について
- (3) びわ湖の日の取組について
- (4) 琵琶湖の活用検討について

【配布資料】

委員名簿・配席表

- 資料1-1 琵琶湖保全再生計画に係る取組について
- 資料1-2 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」関連事業
- 資料1-3 平成30年度に向けた「琵琶湖の保全および再生についての提案・要望」
- 資料1-4 琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会 開催結果概要
- 資料1-5 平成29年度上半期びわ湖環境インフォメーション
- 資料2-1 マザーレイク21計画の進行管理
- 資料2-2 第6回学術フォーラムの結果概要
- 資料2-3 第7回マザーレイクフォーラムびわコミ会議の結果概要
- 資料3-1 「びわ湖の日」の取組について
- 資料3-2 「びわ湖の日」の今後のあり方について
- 資料4 琵琶湖の活用検討について
- 資料5 琵琶湖ハンドブック三訂版（本編および概要版）作成について

議事録

(1) 琵琶湖保全再生計画に係る取組について

<事務局より資料1-1～1-5について説明>

(部会長) ちょっと私のほうから質問させていただきたいんですが、資料1-3の一番下の部分につ

いて、琵琶湖の財政需要に対する地方交付税措置第4条というのがあるのですが、これはちょっと簡単に
どういう内容なのかを教えてくださいませんか。

(事務局) 琵琶湖保全再生課でございます。これは琵琶湖の財政需要に対する地方交付税措置という
ことでございますけれども、琵琶湖の保全再生等を行うに当たりましては、水草対策や下水なども含め
まして、さまざまな財政需要がございます。それが県の算定で大体73億円程度の需要があるのですが、
実際に交付税として今下りてきていますのが9億円程度でございます。

私どもとしては琵琶湖という他府県にないような特殊な事情を抱える中で、なかなかその独自措置を
総務省さんからしていただけないというのが実情でございます。そこはやはりそういった琵琶湖を
抱えている特殊事情に鑑みまして、もう少し交付税措置につきまして優遇といえますか、そういった事
情を配慮した措置のお願いをずっと続けておるところでございます。

なかなか総務省さんのほうから色よいご回答をいただけないような状況でございますけれども、引き
続き粘り強く要望を取り組んでおるところでございます。

(部会長) ありがとうございます。既存の交付税の拡充というようなお話、意味合いなのでしょう。

(事務局) ありがとうございます。拡充といいますか、今回、琵琶湖保全再生法ができて国民的
資産という位置付けになりました。やはり国のほうといたしましても、先ほど申し上げましたように年
間73億程度がかかっているということでございますので、何らかのかたちで交付税措置をいただき
たいと考えています。

例えばオオバナですとか、あるいは水草、こういったものにも県としては非常に多額の経費を費やし
ているということもございます。そういったものに対しても交付税措置をいただきたく要望しており
ます。

(部会長) そうしますと、新たな交付税として保全には当然お金がかかっています。

(事務局) 普通交付税の中でご対応いただけないかと考えているところです。

(部会長) ありがとうございます。他に何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(委員) 資料1-3の左側の湖を守る取組の9ページの3行目、この不明水対策というのが分からな
いので、どういう内容か教えてくださいませんか。

(事務局) この下水道の不明水対策と申しますのは、下水道処理の対象としている人家や工場以外のど
こか別の箇所から水が侵入してしまい処理量が増えているということがございます。こういったところ
について支援をお願いしているところでございます。

(委員) ありがとうございます。ということは、これに関する負荷が大きく問題視すべきところだと

いう位置付けなのですか。

(事務局) そうですね。不明水につきましては、例えば集中豪雨とかがありますと、浸入水が市街地からどんどん流れてくると浄化センターのほうでポンプを増設するなど、さまざまな対応をしていかないといけない、そういうことがございますので、そういった部分に対しても財政支援をぜひお願いしたいという、そういう趣旨でございます。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(部会長) よろしいですか。他にご意見、ご質問はございますか。ご意見、ご質問、また後でご質問があったら戻っていただくことにしまして、次の議題に移らせていただきます。

(2) マザーレイク21計画の進捗状況について

<事務局より資料2-1～2-3について説明>

(部会長) 議題2について何かご意見、ご質問はございますか。琵琶湖保全再生計画とマザーレイクというのは、保全計画は国の法律を基に、マザーレイクは県が独自に策定したのですが、今後ちょうど同じ時期に終了します。では次に一緒にしてどうするかということになるので、本日も報告いただきました件、そこも含めて何かご意見をいただけたらありがたいのですがいかがでしょうか。

特にないようでしたら、また後でこの内容に戻ることもできますので、次の議題に移らせていただきたいと思います。

(3) びわ湖の日の取組について

<事務局より資料3-1～3-2について説明>

(部会長) この「びわ湖の日」についてご意見、ご質問等はございますか。どうぞ。

(委員) 県政の世論調査での「びわ湖の日」に関する調査についてなんですけど、私もよく知らないのですが、どういう方を対象に大体どれぐらいの数に対して調査をされているんでしょうか。

もう一点、せっかくこういうことで県政に対する世論の関心を調査されているのですけれども、この「びわ湖の日」以外に、例えば議題の1の琵琶湖保全再生計画、こういうことについて県がこういうことをやっていますよとかいうことを県民の方がどれぐらいご存じなのか。このマザーレイク21計画もそうですけれども、1番は県として、2番の方は、民間も含めてということだと思えるのですけれども、滋賀県民の方がこういう取組についてどの程度ご存じなのかというのがちょっと私は気になる場所ですけれども、県政の世論調査とかでこの辺について確認とかいうのはされているんでしょうか。その辺をちょっと教えてください。

(事務局) まず県政世論調査はどのような調査をやっているかということですが、調査としま

しては毎年ほぼ同じ時期、5月末から6月にかけてされています。対象の地域は県内全域向けで、県内在住の18歳以上の個人の方で、標本数、アンケートをされている人数ですけれども、3,000人を対象にしています。選挙人名簿などをデータベースとして選んでいるということでございます。

調査項目としましては世論調査ということなので、県政全体に関わる項目がございます。県政全体に対しての満足度ということで、環境だけでなく福祉やインフラ整備とか、そういうことも含めた全体の中での満足度みたいなことでも調査をされていますし、広報、広聴活動というかたちで県民と県との接点というものをどんな状況か伺ったりします。

そういった中で、幾つかの特別な項目の一つとして、今年度、「びわ湖の日」について調査項目を加え、先ほどのデータを得たところでございます。計画についての認知度につきましては、今年度はアンケート等を入れてはいなかったところでございますが、この辺りのところはまた取組を広げながら認知度を広めていくということも重要でしょうし、そのタイミングについても考えさせていただければというふうに思っております。

(部会長) 幾つか確認させていただきたいことがあるのですが、「びわ湖の日」について、まず琵琶湖保全再生法あるいは再生計画の中で「びわ湖の日」というのがきちんと明記されているかどうか。それから、休日ですね。地方公共団体が独自に休日を制定した事例があるかどうか。あともう一点、そもそも7月1日になぜ決まったのかというのを、たぶん県民の方はほとんどご存じないと思うので、その辺りをご説明いただけますでしょうか。

(事務局) 琵琶湖保全再生計画、それから琵琶湖保全再生法につきまして、「びわ湖の日」について、とりわけ法律の中に記述はございません。実は、これは立法過程の中で、当初「びわ湖の日」という文言は入ってございました。さまざまな調整過程の中で、「びわ湖の日」という文言が落ち、それで最終的には「びわ湖の日」という位置付けが入ってございません。

従いまして、「びわ湖の日」というものを中心に据えて、何か「びわ湖の日」でこういうふうな形で取り組んでいくという、そういう記述は計画の中では盛り込んでございませんけれども、もちろん琵琶湖を知っていただくという一番の機会でございますので、この「びわ湖の日」をさらに盛り上げていく必要があると私どもは考えているところでございます。

(事務局) 地方公共団体の休日の全国的な事例といたしましては、沖縄県の慰霊の日と広島市の平和記念という全国的には2つの事例になっております。

それから、2点目の「びわ湖の日」の制定の経過につきましては、昭和56年に富栄養化防止条例の施行1周年を記念して、7月1日を「びわ湖の日」と定めており、これは、先ほど資料3-1の1ページ目に書いてございます。直接的には施行1周年の記念日の県民集会におきまして、今後もこの日を「よみがえれ、碧いびわ湖の日」としていこうではないかという決議がなされております。

(部会長) ありがとうございます。そうしますと、先ほどの休日については、滋賀県独自で休日をつくる可能性はあるし、社会的コンセンサスが得られれば休日になる可能性はあるという理解でよろしい

でしょうか。

(事務局) そういうことですね。県内の市町、教育委員会や、私学、企業さん、それぞれの主体が定めないと休日になりませんが、休日にすることを目標としています。

ただ、あくまでも先ほどから申し上げておりますように、琵琶湖に関わってもらい、つながってもらいということが目的で、この一つの手段、方策ということで進めていきたいというふうに思っています。

(部会長) はい、分かりました。今のご質問も含めまして、「びわ湖の日」について何かご意見、ご質問はございますか。

(委員) ご回答いただいた内容と若干関連するかもしれないのですが、保全再生法の中でもなかなか明確な位置付けがないという話の中で、資料をいただいた中の3 - 1の中で、真ん中ぐらいに「『びわ湖の日』30周年の取組報告書より」の文章の中を見ますと、保全とか、守る、支えるという部分の文章は理解できる。活かすという部分があまりなくて、琵琶湖に関わるということ、内容的にはセブンイレブンさんとイオンリテールさんが県内向けにPRなり事業をされているということで、滋賀県さんは東京に「ここ滋賀」をつくりましたよね。

できたタイミングが、私は何月かを分かっていないのですが、その時に、7月1日に、この辺の東京ではどんなことがされて、どんな反応があって、滋賀県に対するイメージが、例えば東京ではアンケートがどうだとか分からないのですが、その辺はどうですか。

(事務局) 東京の「ここ滋賀」ですが、「びわ湖の日」を終えた秋にオープンしております。来年から何か東京で発信できないかということのをこれから東京の本部と詰めていきたいと思っておるところでございます。

先ほどの部会長からお尋ねの部分も併せまして、われわれはイベントなども行い、「びわ湖の日」の発信をしているのですが、やはり転居されて県内へ来ておられる方が多く、過去のことをご存じない若い世代が多いと感じております。

ですので、また基本に立ち返りまして、なぜできたのか、「びわ湖の日」の意味も含めて、これからも発信させていただきたいと思っておりますし、先ほど3 - 2の資料で情報誌の発信とかウェブサイトとか書いているのですが、そういうところにもなぜ「びわ湖の日」を設置したのか、これからどうしていくのかということも含めまして、小学校、中学校の児童、生徒さんの手元を通じて家庭へ持って帰っていただけるよう発信をしていきたいと思っております。

(部会長) その他のご意見、ご質問はございますか。では、私のほうからもう一点。この3 - 1の最後の4ページのソーシャルメディアでの情報発信ということで、「びわ湖の日」の写真投稿呼びかけの件ですが、これはインスタグラムで投稿していたものをどんなかたちで登録しておられるかですね。県のホームページとか、Facebookに掲載しておられるのですが、拡散については著作権の問題もあると思うのですが、拡散とか転送については何か方針がございでしょうか。

(事務局) 今年のソーシャルメディアの「びわ湖の日」の呼び掛けなのですが、この「びわ湖の日」ということで投稿いただいております。県のほうでうおーたんのFacebook、Twitterなどもございまして、連絡をして使わせていただいております。県の公報とか、県民サロンでの展示等、幾つかの利用を挙げさせてもらっています。

投稿は自由ですが、使用に当たっては連絡させていただいて、承諾を得ることとしています。

(部会長) これの拡散とかはできないということになるわけですね。個人がそれを見て、それを自分のFacebookにダウンロードして、それをまた次々に拡散ということは今のところではできない。

(事務局) そうですね。今のところは県が使用するというので承諾を得ておりますので、広めていただくのにはいいねを押してもらっただけではなく、拡散していただくような方策も検討してもらいたいと思います。ありがとうございます。

(部会長) もし著作権とかクリアできるのであれば、いろんな人が応用したり利用に使える可能性もあります。なかなか難しいところだと思うのですが、ご検討いただけたらと思います。

(事務局) 広報課のほうと協議して進めたいと思います。

(部会長) 他に何か。では、どうぞ。

(委員) すいません。私はここで申し上げていいのか、ちょっと機会が分からないのですが、いろいろこうしてお聞きしていると、龍谷大でされているとか、ソーシャルメディアでの呼び掛けとか、公共施設での協働取組とか、いろいろご紹介はいただいているのですが、実際のところを申しまして、私は栗東市に住んでおまして琵琶湖は全然側にはないわけです。

それで、滋賀県の6分の1の面積だとお聞きしているのですが、その周囲の方は確かに琵琶湖を目の前にして琵琶湖を考える機会も多いと思うのですが、いかにしたら琵琶湖に面していない滋賀県民に情報を発信できるかというところはものすごく重要なことだと思います。ソーシャルメディアもInstagramも結構ですが、それを見ていないシニアの方とか、そういう方のほうが滋賀県には多いと思います。

私はいろいろと環境の滋賀県の地域女性団体連合会において、せっけん運動を行ったり、一応栗東に住みながら琵琶湖、琵琶湖と言っているのですが、広く皆さんに知っていただきたいということよりも一番大事なことはやはりお金だと思います。

お金があればいろんなこともできるしということを実感しております。提案なのですが、滋賀県に住んでいる誇りというか、滋賀県は琵琶湖を持っているという、その誇りを持つために県民1人に1000円ぐらいの琵琶湖税というような感じで提案されたいかがかなと思います。そうすると、自分たちも琵琶湖に関わって税金を払っているんだとか、「びわ湖の日」はなかなか浸透しないにしても、市町村で琵琶湖税みたいな寄付みたいなそういう、クラウドファンディングとか、そういうのをもっと広く

知らしめていただけたらいいのではないかなと思います。

(事務局) ご提案ありがとうございます。税というご提案ですとか、あるいは寄付金とか、あるいはクラウドファンディングというふうなやり方、さまざま、その財源の確保の方法にはあろうかと思えます。また参考にさせていただければというふうに住じます。

そして、「びわ湖の日」の取組につきましては、ちふれんさんにもご協力をいただきまして、実はティッシュ等を配っていただき、そのティッシュの表の部分、「びわ湖の日」のポスターのデザインを入れていただくなど協力いただき感謝しております。

さまざまな方々にご協力いただきながら「びわ湖の日」を広げていかないといけないというふうに思っているところですが、来年度の取組について、資料3-2の中で、これから検討していくということになりますが、やはりたくさんの方に琵琶湖に来ていただく。その時に、琵琶湖というのを単に湖だけというふうに捉えるのではなくて、今年の「びわ湖の日」のポスターもございましたけれども、森・川・里・湖、山・川・里・湖、その一つのつながりの中で琵琶湖を見ていく必要があるのだろうというふうに考えてございます。

山から琵琶湖へ、そして琵琶湖から山へという双方向のベクトルといいますか、インタラクティブな交流みたいなもの、双方向の交流みたいなものが必要だというふうに考えています。その一つの切り口といたしまして、活動期間を7月1日から8月11日、これも今案の段階ですけれども、「びわ湖の日」を7月1日から始まり8月11日の「山の日」というところまで含めて活動期間として取組を進めていく。

つまり、山も琵琶湖をつくる上で非常に重要だということで、その活動期間を設定していきたいなということですか、あるいは琵琶湖へいざなうなど、情報誌の制作、ポータルサイトでの情報発信ということを書かせていただいておりますが、情報誌については、単に情報誌ということだけではなくて、学校で「びわ湖の日」が学習できる、そういう教材としても使っていただけるような工夫をして、教育委員会さんと連携をしながらこういう情報誌を作成できないかというようなこと、こういうことも考えております。

そして、さらに琵琶湖でつながる、琵琶湖を広めるということでキックオフのイベントですとか、あるいは県内だけではなくて、先ほど東京のお話もございましたが、下流域、さらには「ここ滋賀」等を活用した東京での発信、実は昨年度になるのですが、早稲田大学で琵琶湖に関して講義をしまして、「びわ湖の日」の一環として講義をさせていただいて東京でも発信をさせていただいたところです。さまざま、あらゆる機会を通じて琵琶湖を発信していきたいというふうに思っているところでございます。

(部会長) ありがとうございます。時間の関係で、今のご質問も次の議題と関係しますので、次の議題に移りたいと思います。ここは協議となりますので、ぜひご意見をお願いいたします。

(4) 琵琶湖の活用検討について

<事務局より資料4について説明>

(部会長) ありがとうございます。この会議は本年度、これが最後ということになりますので、皆

さまから保全活動にいろいろご意見をいただく機会はたぶん今日と、その後にご意見をいただけたらと思うのですけれども、忌憚のないご意見をいただけたらありがたいのですが、ご意見いかがでしょうか。

(委員) 最後にお話しされた環境負荷に伴う経費負担とあったのですけれども、現在の利用の中で、どういう負荷がどれくらいあって、経済的にどれくらいまずいというようなことはもう整理されているのですか。

(事務局) 琵琶湖の維持管理については大体年間で7億円ぐらいかかっているのですけれども、それが全てレジャーとか、琵琶湖の活用による負担かといいますと、例えば水草が増えているとかは別にレジャーとか活用のせいではありませんので、うちどれだけが活用に伴う負担か、外から来られている方による負担がどれだけかという算定は試算も含めてできていない状態です。湖上の警備とか、この個別の事業で幾つか分かるものはありますが、活用に伴う負担が幾らかという形ではまとまっております。

(委員) ありがとうございます。もちろんまずは広く関わってもらいたいということがあるので、そこを制限するということはあまりしないほうがいいのかと思うのですけれども、20年後、30年後の琵琶湖のことを考えると、こういう利用が増えてきたときにどうするかですとか、そういうことも含めて戦略、作戦を立てていったほうがいいのかと思いましたので質問させていただきました。

もう一点、コメントなのですが、大丈夫ですか。

(部会長) はい。

(委員) 「琵琶湖に『学ぶ』」のところですが、5ページなのですけれども、地域で活動されておられるNPOですとか、地域の方が持っておられる財産、資源が多くあると思います。それをどういうふうには、外部、知らない県内の人や県外の人に発信していくかというところがすごく大事になってくるのではないかなと思っています。下流域への出前講座とあるのですけれども、これも県、行政がすることもあるでしょうけれども、違う方に担っていただくということもあり得るのかなと思っています。

もう一点は大学についてですけれども、大学生は個々に遊んでいるのですけれども、特にこれに参加することへのお土産を考えたときに、県内のいろいろな学部で学んでいる学生が琵琶湖を材料にいろいろな視点で見るということに価値付けるというか、そこからの議論だとか学びというのが貴重なのではないかなと思うので、もし可能であればそういう視点も入れていただければと思います。

以上です。

(部会長) 何かコメントはございますか。

(事務局) おっしゃっていただいたご提案なんですけれども、大学生の皆さんに琵琶湖を琵琶湖で学ぶ、琵琶湖から学んでいく、そういったことへのインセンティブといいますか、価値付けといいますか、そういったことが必要ではないかということでございますが、まさにここで主体的な行動へとつながる体験型の学びを提供ということを書いておりますので、この大学生と連携した学生への琵琶湖体験の

機会提供等の中で、もう少し深掘りしたような記述、この後、もう少しこの部分も深掘りをさせていただこうかなと思っていますので、ぜひ参考にさせていただきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

(部会長) 今の大学生との関係で言いますと、文科省のCOC+が現在動いておりまして、県立大学が中心になって、びわこ成蹊スポーツ大など滋賀県内6大学で進めておられます。目的の一つに、県内に就職する学生を増やすことを前提に教育プログラムが組まれていますので、そことの連携というのもお考えいただけたらと思います。

(事務局) はい。

(部会長) その他、何かご意見は。

(委員) うまく言葉がまだまとまらないんですけども、うちは今小学1年生の息子がいるんですけども、やはり琵琶湖はすごく大事だということを学校で教わってきて、では今何をしましょうか、琵琶湖をきれいにしましょう、何をしますか、汚れた水を流さないようにしましょう、ごみを拾いましょうというときに、それで琵琶湖がきれいになるんだろうかいつも思うんですけどもね。

私は、やはり琵琶湖というのは本当に人間が暮らす前から自然物としてあって、そこで人が営みを続けながらその関係性の中で姿を変えてきてしまったという、そのストーリー自体がきちんと落ちてこない、では今の琵琶湖をどうするか、もっと活用できるよね、価値はこうだよねというのはすごく大事なことだとは思いますが、どうという琵琶湖を目指しているのかというところが。ただ、すごく対象が大きいのが故にいつの間にかきれいごととか模範解答になっていくというのはすごく違和感があるんです。

私はもともと滋賀県で暮らしていないので余計に思うのかもしれないんですけども、きれいな琵琶湖にしたいです、豊かな琵琶湖にしたいですという子供たちがどんな湖を具体的に描いているんだろうかということがすごく浮かびづらくなっている。しかもそれに疑問を持たなくなっているということがすごく怖いなと思っていて、私自身が滋賀に来たときに、やはりこんな琵琶湖をもう一回見たいと強烈に思ったのは、漁師さんの、もう昔は産卵に来るフナをよけて歩くのが無理だからヨシ原を踏んで歩いていたとか、おじいちゃんとかが昔はここはシジミがすごくいっぱいいて、泳いでいると足の5本の指の間に全部シジミが挟まったとか、そういう話を聞く中で、今ある湖との違いというのをすごくやはり考えさせられたんですね。

たぶんあと10年、20年したら、原体験としてそういうものを持っている方がいらっしやらなくなってしまうので、やはり今この瞬間に本当に「びわ湖の日」とかで、この日は琵琶湖に触れ合いましょうではなくて、その日はむしろ日々の活動とかをしている人が収穫祭のように喜ぶ場所として位置付けられて、今本当に琵琶湖の変遷とともに生きてきた人たちの話をきちんと聞くということと、あと、琵琶湖もそうですし、琵琶湖だけではないんですけども、過去から引き継いできたものを私たちが今受け取って未来に引き継いでいくという過程の中で、今はやはり、もし望ましくないのであれば、なぜそれがあつたのかということを感じないと、さっき委員がおっしゃっていましたが、レジャーいいよ

ね。いいよね。ワー」とやってきて、将来見たときにやはりやり過ぎだったのではないかということが起こりかねない。同じ道を歩むような気がするんです。

なので、今を本当に評価するのはすごく難しいことなんですけれども、それは別に生活者として生きている以上は学術的である必要はなくて、すごく感覚的なものだと思うので、例えば昔こういう湖が、それはたった数十年前のことで、数十年でこれだけ変わってしまった。その大きな理由は、単純にその外来種を除けば魚が戻ってくるよではないし、ごみを拾えば湖が良くなるよでもないし、湖岸も変わってしまった。今、人がやっても圧倒的な力の前にはもう変えられないものがあるという事実はあるんですけれども、それを丸ごと受け止めて琵琶湖とどう生きていくのかというようなことを少しでも考えきっかけになるような要素を入れていただけたらなど。

具体的に何がということが言えなくて、すごく申し訳ないんですけれども、本当に私は琵琶湖の隣に住んでいるんですけれども、全く子供たちは琵琶湖に行かないです。それは危ないと指導されているから。だけれども、一方で琵琶湖に触れましょうと言われる。とすると、イベントがあるときに行って水に触って、ごみを拾ってあげればいいんだよねとなってしまうと、今までの人の本当の苦しみとかも含めて、もう圧倒的な存在として付き合ってきた琵琶湖の関係というのは、感覚的にも、もう全く分からなくなってきた気がするので、その歴史の軸と未来の軸というところの中に今をどう位置付けるのかというところをぜひ発信の中に取り入れていただけたらなど願っています。

(部会長) 何か、事務局ございますか。

(事務局) 大変貴重なご意見、ありがとうございます。おっしゃるように、やはり私どもはこの方向性の在り方の検討の中でも、「琵琶湖に『学ぶ』」ということで、ここは大変重点的に取り組んでいきたいというふうに考えておまして、今お聞かせいただきましたようなご意見も踏まえて環境学習の要素をどのような形で取り込んでいくとか、そういったことにつきましてちょっとさらに検討させていただきたいと思います。

(事務局) ありがとうございます。ちょっと付け加えてお話をさせていただきたいと思います。やはり今、委員がおっしゃったことは非常に重要なことだというふうに私は思っております。

やはり一つの何か仕組みをつくって、それで下ろしていく、それが一番いいのかなとは思いますが、まずは今あります「知るしくみ」あるいは「関わるしくみ」、「学ぶしくみ」、それぞれの中で今委員が言われた要素、それをどういうふうにして盛り込んでいくのか、入れ込んでいくのかということが大事なんだろうなというふうに思っています。

例えばエコツーリズムなんかもそうなんですけれども、やはり来ていただいた方に世代を通じてきちんと伝えていく、そういったことも大事ですし、さらには学校の現場で異世代で交流する機会というのがなくなってきた。特に大人との交流が少なくなってきた。そういったことも課題として上がってきています。

そういった課題をそれぞれ、できる限りその事業の中にどう落とし込んでいくのかというようなことも、この活用のあり方検討の中で、それぞれ県庁の中でいろいろ議論させていただいてございますので、今おっしゃっていただいたこともきちんと伝えまして、まずは共有をさせていただき、そして具体化で

きるものから具体的に組み組んでいきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

(部会長) 皆さんにいろいろご意見をいただいたんですけども、その時間で。

(委員) ちょっとだけ。

(部会長) では、どうぞ。

(委員) では、時間がないので簡単に申しますけれども、まず要望だけ。交付税の算定に関しては、これはわれわれ以上に行政の方が国民的資産のことをどこまでどう理解しているのかということが重要だと思いますので、その辺を十分に検討いただいて、よりちょっと厚みを増してやっていただきたいということ。

それと、あと、今後の取組の検討の中で、③の「続けるしくみ」の中で、環境負荷を抑える工夫というところは、負荷を抑えるだけではなくて、そういう企業活動をすることによって良くなっていくよというような部分をもっと出して、こういう経済活動をする、その循環が環境を良くしていくというような発想も取り入れ、規制は当然必要なんですけれども、その辺の部分をもっと表現していただいたら企業家もたぶん「これをやると、より一層お金が回って税金も増えていくし」というような発想につながるのではないかと思ったので、その点もよろしく願いいたします。

以上です。

(部会長) ありがとうございます。私のほうから意見を言わせていただきたいんですけども、非常にいろんな試みを考えておられると思うんですけども、先ほどの委員のお話にもありましたように感覚ですよね。感覚はすごく大切だと思うんですね。

琵琶湖に触れるのが一番いいんだけど、近づかなければなかなか触れられない。触れるのが難しいとすると、もう一つの視点として眺めるという視点ですね。その森と里と湖とのつながりといったときに、琵琶湖に近づけばいいんだけど、近づけなかったら、例えば山登りしましょう、山の上から琵琶湖を眺めましょう。そうすると全体が見えてくるのですね。

琵琶湖に近づくと、どうしても目の前の琵琶湖しか見えないんだけど、俯瞰するということで遠くから琵琶湖を眺めると、やはりそれは、何というのかな、琵琶湖のスケールの大きさというのが分かるんですね。それはすごく大切なことで、近づいて琵琶湖に触れるだけではなくて、ちょっと遠くから、ちょっと高くから琵琶湖を眺めて琵琶湖の景色を楽しむ。景色を楽しんで感じてもらうということがすごく大切ではないかなと思っています。

今のこの「活用」を拝見していると、基本的には文化的サービスという琵琶湖の生態系サービスの中の文化的サービスを利用するというのを中心にされています。琵琶湖の恵みを食べても、水産資源はそんなに豊富にあるわけではありません。そうすると、琵琶湖の文化的サービスの一部として供給サービスを利用するというような位置付けなのかなと思います。

それで、教えるだけではなくて感じてもらうということですね。感じるときに近くに行くだけではなくて、ちょっと離れて琵琶湖を見て、そのときにやはり琵琶湖は大きい湖なんだと、その琵琶湖のス

ケールの大きさというのを感じていただくというのが大切ではないか。例えば東北地方に行ったら、たくさん湖があるし、非常に美しい湖もたくさんあります。でも、琵琶湖と他の湖の違いというのは、スケールの大きさだと思います。例えば砂浜がどれだけ広がっているかですね。ヨシ帯も広いのですが、ヨシ帯は近づかないと、なかなかその広がりを見ることができません。でも、砂浜の広がりを見ること、感じることができる。ですから、琵琶湖を俯瞰するという視点をぜひ追加していただけたらと思います。

すいません。ちょっと時間なんですけど、もしどうしてもというのがあれば、ご意見。よろしいですか。では、どうぞ。

(委員) 時間のない中、すいません。琵琶湖に最近よそからたくさんレジャーで来られて、何か何となく痛しかゆしのような気がします。だから、もうちょっと琵琶湖に入るに当たっては規制をされたらどうかと。やはり住んでいる者が一番感じていることなので、そちらのレジャーで遊びにこられる方とか、そういう方の規制をお願いしたいと思ったりします。

それと、私はふなずしをいつも漬けるんですけども、自分で、皆さんはご存じないかもしれないんですけども、最初はよそのフナを売っておられるふなずし屋さんのフナを使っていたんです。それで最近、本当に滋賀県産のフナを使っているんですけども、漬け上がりが全然違うんですね。だから、そういうことも本当に琵琶湖が育てているフナということが如実に分かりますので、そういうこともありますので、そういう環境を大切にしていきたいと思います。

(部会長) ありがとうございます。では、一応これで議事を終了させていただきたいと思います。

もしも今の「活用」のところとかでご意見がございましたら、後ほどでも結構ですので、事務局までメール等でご連絡いただけたらと思います。本日はどうもありがとうございました。

その他 琵琶湖ハンドブックについて

<事務局から資料5について説明>

ハンドブックをぜひ外資系のホテルにおいてほしいなどの意見が出された。